

発行所

石岡市役所

石岡市大字石岡408番地

電話(代表)(3)1111番

郵便番号315

発行人 大和田 健三郎

編集 総務部

# 市報いしおか

1970年

4月号

第181号

毎月1回15日発行  
昭和45年4月15日発行  
昭和44年6月9日  
第3種郵便物認可  
(定価1部5円)

## 考古学上の 貴重な資料見つかる



写真上 発掘現場

写真下 柱を立てた跡と思われる穴



市教育委員会では、今からおよそ千二百年前に、現在の石岡小学校を中心とした地点にあったといわれている常陸国府の規模、その他のナゾを解明しようと、茨城大学の豊崎助教授と団長とする調査団をつくり、三月二十二日から四月五日までの十五日間にわたり、土浦工業高校や市内三校（一高・二高・商業高校）の先生方や学生たちの協力によつて発掘調査を行ないました。

現在、この常陸国府の建造物その他の規模について明らかにされていることは、九州の大宰府に次いで大きかつたというぐらゐのばく然とした

ものであつただけに、こんどの調査に寄せる関係者の期待は大きいものがあります。この調査では、まず、石岡小学校の元職員室のある土台から一メートル（幅二メートル）のトレンチ（発掘調査のための調査溝）をいれて調査を進め、一メートルから二メートルの深さに掘ったところ、南北に八つ柱の穴らしいものと東西に七つ土台を築いた跡と思われるものが見つかりました。

豊崎助教授の話によると、「この土台を築いた跡と思われるものは、常陸国府の建造物になんらかの関係のあるものではないかと思われる。それを裏付けるものとして、附近の長老たちの話を聞くと、以前発掘場所のあたりに国分寺にあるような礎石（土台石）らしいものがあつたということなどから間違ひないだろ」といつています。

また、そのほかに古墳時代から奈良時代にかけての祭りごとに使われたもみられる器やつぼ、器台なども見つかっています。

なお、今後この調査結果もとづいて常陸国府の規模その他のこととはつきりすれば全国でもはじめてのことではあります。豊崎助教授は話して

昭和  
45年度  
予算

一般  
会計  
特別  
会計

10億3,410万円

2億7,825万8,000円

# 四十五年度予算案を中心とした 三十四議案を審議

## 一三月定例市議会

昭和四十五年第一回定例会は三月九日に招集され、二十日までの十二日間にわたって行なわれました。この第一回定例会では、四十五年度の予算案を中心にして四十議案が審議され、全議案とも原案どおり可決されました。なお、審議された主な議案の内容は次のとおりです。

### 昭和四十五年度 の予算

一般会計の当初予算総額は前年度より一億八千八百円ふえ、十億三千四百十万元となりました。

これを歳出予算についてみると、講会費が五百八十五万四千円増の二千九百八十八万六千円、総務費が三千二十一万五千円増の一億八千三百七十一万九千円となりました。

### 四十四年度予算 の補正

### 市民会館事業基金の設置および管理等に関する条例の制定

### 市営火葬場使用料条例の一部改正

### 市営住宅管理条例の一部改正

### 老人いこいの家設置および管理条例に関する条例の制定

### 土地開発基金条例の制定

### 市営火葬場使用料条例の一部改正

### 市営住宅管理条例の一部改正

### 老人いこいの家設置および管理条例に関する条例の制定

### 土地開発基金条例の制定

### 市営火葬場使用料条例の一部改正

### 市営住宅管理条例の一部改正

### 老人いこいの家設置および管理条例に関する条例の制定

### 石岡市消防団条例の一部改正

### 市営火葬場使用料条例の一部改正

### 老人いこいの家設置および管理条例に関する条例の制定

### 市営火葬場使用料条例の一部改正

### 老人いこいの家設置および管理条例に関する条例の制定

### 市営火葬場使用料条例の一部改正

区分	使用料(1体につき)	
	本市居住者	本市外居住者
10才以上	1,500円	2,000円
10才未満	1,000円	1,250円
死産児	500円	750円

# 市民の福祉増進と行政水準の向上に努力

大和田市長は、こんどの議会での第一回目に市民の福祉増進と行政水準の向上に努力する所を述べ、昭和四十五年度の予算説明のなかで、都市開発など十項目にわたって重要施策の概要を明らかにしましたので、そのなかから主なものを取りあげてみました。

## 消費都市から生産都市へ

市の都市開発については、すでに決められている都市開発区域整備計画によつて進めいくことになつていますが、さらに住みよい都市づくりをしていくために、市の行政

## 道路の整備を積極的に

市の都市開発については、すでに決められている都市開発区域整備計画によつて進めいくことになつていますが、さらに住みよい都市づくりをしていくために、市の行政

## 市道整備四力年計画を一部繰上げ実施

写真は柿岡街道の鹿の子地内から工業団地に通ずる18メートル道路



また、市道整備四力年計画



市道整備も順調に行なわれています (若松地内)

業費として六千二百四十三万二千円を計上しました。

なお、このほかに次の事業を実施していきます。

(1) 国庫補助事業統括分として(四十五年度完成見込)

○水内→大原線、延長千四百三十三メートル、事業費九百

万円

○老田橋架替工事、事業費千五百万円

○畑作振興特別土地改良補助事業として、

三村地内の諸土久保(浅間神社下)から御前山を経て坂井戸(県道石岡・田伏・土浦線)に通ずる道路、延長二千四百メートル、事業費四百四十八万円

○染谷地区から竜神山麓を経て大砂(県道石岡下館線)に通じる道路、延長一千四百メートル、事業費(地元負担金)百四十万六千円

となりましたので、これまでの消費都市から生産都市へと脱皮し、「快適な市民生活の場」と「合理的な生産の場」を分離して、近代的な工業の街としての発展に努めています。

(3) 県営事業として、

上池公園内に市民プール

事業として、第三年次事業分とともに来年度に予定している第四年次分を一部繰上げして実施していく、このため事

## 近代的な消防庁舎を建設

現在の消防庁舎は、消防業務をするうえで極めて支障が多いので、近代消防に対応した鉄筋コンクリート三階建の庁舎(延一千五百五十平方メートル)を事業費五千九百九十万円で建設します。

このほか、昨年に引き続き消防施設の整備として、消防ボンブ自動車の購入、貯水槽、消火栓の増設を行なっています。

また、救急業務の強化を図

## 市民も利用できる体育館

教育関係では、社会体育施設として、児童の体力増進と

ともに、一般市民も利用できる屋内体育館(建坪一千五百平

方メートル)を事業費四千五百一萬七千円をかけて石岡

小学校に建設します。また、四月に完成した府中

中学校の屋内体育館について

五百一萬七千円をかけて石岡小学校に一千九百九十九万八千円をかけて整備していきます。

した教材、教具を市内の各学校に

五百一萬七千円をかけて石岡小学校に一千九百九十九万八千円をかけて整備していきます。

一方、近代教育に必要なシ

ンクロハックス(レシーバー)を使つた学習機械)を始めと

した教材、教具を市内の各学校に一千九百九十九万八千円をかけて整備していきます。

市営の体力増強と健康保持増進の施策として、市民が気軽に利用できる市民プールを

上池公園内に建設します。

この市民プールは、事業費

二千四百四十一万七千円で、成人用としての五十メートル

プールと幼児用プールの二面

です。

車一台を購入します。

以上、市長の予算説明のな

かから、主なものを取りあげてみましたが、これらの事業

を推し進め、市民生活の向上を目指して均衡のとれた地域

開発を積極的に推進していくためには、市民の皆さんのが協力をいただかなければなりません。

よろしくお願いします。



シルエット劇

「つるのおんがえし」の1コマ

# 催物がいっぱい

## 市民会館

### 五月から自主興行

市では、こん

ど議会で、市  
民会館事業基  
金の設置および管  
理等に関する案  
例を制定し、事

業基金として二  
百万円の基金を  
設け、市民会館  
事業を円滑に推  
進するための具  
体案をこのほど  
まとめ五月から  
実施していくこ  
とになりました。

五月には小学生向  
シルエット劇「つるの  
おんがえし」

○五月二十日、二十一日（小  
学生向）

シルエット劇「つるの  
おんがえし」：劇団（角笛）  
○六月二十一日（一般向）

「風流交番日記」：金語樓  
劇団

○十月（一般、高校生向）

文楽教室：財團法人（文樂  
協会）一日時未定

以上確定

そのほかに予定されている  
ものとしては、六月中、中、  
高校生を対象とした歴史劇「  
肥後の石工」：劇団（風の子）  
七月には高校生を対象とした  
演劇「罪と罰」：劇団（アーテ  
トル・エコー）と一般の方を  
対象とした演劇シヨー「いし  
だあゆみシヨー」八月には納  
涼映画祭、十一月にはクラシ  
ック音楽会、十二月には小中  
学生を対象に「セドリと魔法  
のつるはし」または「宝島」  
劇団（仲間）一月には歌舞伎  
大会、二月には浪曲名人会な  
どが予定されていますので来  
年さんで発売します。

（1）市街化調整区域内における一千  
平方メートル（都道府県知  
事が区域を限つて三百平方  
メートル以上一千平方メート  
ル未満の範囲内で規模を  
定めたときはその規模）未  
満の開発行為

しよう、月に一回ないし二  
回程度催すように計画して  
います。

なお、昭和四十五年度の計  
画によると、次のようないか  
たる催物が予定されています。

（2）市街化調整区域内における鉱  
物資源、観光資源を利用する  
ための開発行為

（3）駅舎、社会福祉施設、医療  
施設、学校その他の公益的  
建築物のための開発行為

（4）国、都道府県および指定都  
市が行なう開発行為

（5）都市計画事業

（6）土地区画整理事業

（7）公有水面埋立事業

（8）非常災害のための応急措置

（9）通常の管理行為、軽易な行  
易など

（10）中小企業団地の開発行為

（11）市街化調整区域内にすでに  
建っている工場の事業と関  
係の深い事業のための開発  
行為

（12）市街化調整区域内にある鉱  
物資源、観光資源を利用する  
ため、セメント、かわら工場  
や観光地のホテルなどのた  
めの開発行為

（13）市街化調整区域内の農産物  
を加工したり貯蔵したりす  
るかん詰工場や倉庫などのた  
めの開発行為

（14）国の政策にもとづいて行な  
う中小企業団地の開発行為

（15）市街化調整区域内にすでに  
建っている工場の事業と関  
係の深い事業のための開発  
行為

（16）市街化調整区域が定められ  
た時に、自分の住宅や自分  
の事業のために土地や借地  
権を持つていた方が、その  
時から六ヶ月以内に届け出  
て、五年以内にその目的で  
行なう開発行為

（17）二十ヘクタール以上の開発  
行為で、市街化調整区域内で行  
なうことが困難であり、か  
つ将来計画的に市街地とし  
ていく時に不都合なことが  
おこらないと認められるも  
ので、開発審査会の審査を  
パスしたもの

（18）周辺の市街化を促進するお  
それのないもので、市街化  
区域内で行なうことが不適  
当なものであり、開発審査  
会の審査をパスしたもの

## 開発許可制度

### 市街化調整区域内における開発行為

市街化調整区域と市街化調整区  
域が決められますと、宅地造  
成などの開発行為（主として  
建築物の建設を目的とする土  
地の区画形質の変更をいいま  
す）をするときは、都道府県  
知事の許可を受けなければな  
らないこととなります。

ただし、次の開発行為は許  
可を受ける必要はありません。

（1）市街化調整区域内における一千  
平方メートル（都道府県知  
事が区域を限つて三百平方  
メートル以上一千平方メート  
ル未満の範囲内で規模を  
定めたときはその規模）未  
満の開発行為

（2）市街化調整区域内における鉱  
物資源、観光資源を利用する  
ための開発行為

（3）駅舎、社会福祉施設、医療  
施設、学校その他の公益的  
建築物のための開発行為

（4）国、都道府県および指定都  
市が行なう開発行為

（5）都市計画事業

（6）土地区画整理事業

（7）公有水面埋立事業

（8）非常災害のための応急措置

（9）通常の管理行為、軽易な行  
易など

（10）中小企業団地の開発行為

（11）市街化調整区域内にすでに  
建っている工場の事業と関  
係の深い事業のための開発  
行為

（12）市街化調整区域内における鉱  
物資源、観光資源を利用する  
ため、セメント、かわら工場  
や観光地のホテルなどのた  
めの開発行為

（13）市街化調整区域内の農産物  
を加工したり貯蔵したりす  
るかん詰工場や倉庫などのた  
めの開発行為

（14）国の政策にもとづいて行な  
う中小企業団地の開発行為

（15）市街化調整区域内にすでに  
建っている工場の事業と関  
係の深い事業のための開発  
行為

（16）市街化調整区域が定められ  
た時に、自分の住宅や自分  
の事業のために土地や借地  
権を持つていた方が、その  
時から六ヶ月以内に届け出  
て、五年以内にその目的で  
行なう開発行為

（17）二十ヘクタール以上の開発  
行為で、市街化調整区域内で行  
なうことが困難であり、か  
つ将来計画的に市街地とし  
ていく時に不都合なことが  
おこらないと認められるも  
ので、開発審査会の審査を  
パスしたもの

（18）周辺の市街化を促進するお  
それのないもので、市街化  
区域内で行なうことが不適  
当なものであり、開発審査  
会の審査をパスしたもの

### 市街化調整区域内における開発行為

市街化調整区域内では農家  
や畜舎を建てるための開発行  
為の場合許可是りませんが  
他の開発行為は、次のような  
もの以外は認められません。

（1）周辺の住民の日常生活に必  
要な店などを建てるための開  
発行為

（2）市街化調整区域内における鉱  
物資源、観光資源を利用する  
ため、セメント、かわら工場  
や観光地のホテルなどのた  
めの開発行為

（3）駅舎、社会福祉施設、医療  
施設、学校その他の公益的  
建築物のための開発行為

（4）国、都道府県および指定都  
市が行なう開発行為

（5）都市計画事業

（6）土地区画整理事業

（7）公有水面埋立事業

（8）非常災害のための応急措置

（9）通常の管理行為、軽易な行  
易など

（10）中小企業団地の開発行為

（11）市街化調整区域内にすでに  
建っている工場の事業と関  
係の深い事業のための開発  
行為

（12）市街化調整区域内における鉱  
物資源、観光資源を利用する  
ため、セメント、かわら工場  
や観光地のホテルなどのた  
めの開発行為

（13）市街化調整区域内の農産物  
を加工したり貯蔵したりす  
るかん詰工場や倉庫などのた  
めの開発行為

（14）国の政策にもとづいて行な  
う中小企業団地の開発行為

（15）市街化調整区域内にすでに  
建っている工場の事業と関  
係の深い事業のための開発  
行為

（16）市街化調整区域が定められ  
た時に、自分の住宅や自分  
の事業のために土地や借地  
権を持つていた方が、その  
時から六ヶ月以内に届け出  
て、五年以内にその目的で  
行なう開発行為

（17）二十ヘクタール以上の開発  
行為で、市街化調整区域内で行  
なうことが困難であり、か  
つ将来計画的に市街地とし  
ていく時に不都合なことが  
おこらないと認められるも  
ので、開発審査会の審査を  
パスしたもの

（18）周辺の市街化を促進するお  
それのないもので、市街化  
区域内で行なうことが不適  
当なものであり、開発審査  
会の審査をパスしたもの

# 完成した老人いこいの家

|| 利用は五月から ||

市では、孤独になりがちな  
おとしよりに楽しい語らいの  
場をと、上池公園内に建設中

であった老人いこいの家がこ  
のほど完成しました。

この老人いこいの家は、鉄  
骨平家建で日当りのよい南向  
きに建てられており、宴会など

のできるステージ付きの大広  
間や休憩室（十帖・六帖）温  
泉気分の味わえる浴室などが

なかつだけに、これから敬  
老会や老人クラブの会合など

に大きいに利用されることでし  
よう。

なお、利用できるのは五月  
からで、利用料金などは次の  
とおりです。

**老人憩の家使用料金表**  
(定員60人)

団体 市外 居住 者 10人以上	被 用 者 (1) (2) 利用者10人以上の場合は浴場利用ができる。 定員 60人とする。	者 住 居 内 市	区 分			料 金 使 用 料 金	時間外
			60 歳 以上 の 者	小 中 学 生 の 者	一 般		
			*	*	*	一人に付40円	九時～一時
			100円	60円	40円	一人に付40円	一時～五時
			*	*	*	40円	午後五時
			100円	60円	40円	以降一時	間に付五
						割増	

老人いこいの家  
写真は完成した  
老人いこいの家



## 市民のひろば

昨日も今日も新聞

紙上をにぎわしてい  
るのは交通事故です。

私たちの願望である「世界  
の願い交通安全」はいつのこ  
とか、こうして書いてるうち  
にもケタマシイサイレンの  
音、武器弾薬の戦争がなくな  
ったと思えば交通戦争、いつ  
かがをするかわかりません。

ことしになつてからの石岡  
警察署管内での交通事故は、  
四月一日現在で百七十七件、  
負傷者二百六十二名、死者十  
名となり、全くもつてありが  
たくない傾向です。これも私たち  
がお互いにみんなで気をつけ努力していれ  
た。

防げるのではないでしようか。  
ただいま春の交通安全運動  
期間中でもありますので、こ  
の機会に石岡市から交通事故  
をなくして、明るい石岡にし  
たいものです。

守横町  
久田福三郎

## 図書館だより



新刊書紹介

- 樅の木は残つた（全）
- 西郷隆盛
- 平清盛
- 無名碑
- デラシネの旗
- 海を飛ぶ鷹
- フィンツイ・コンティーニ
- 家庭の庭
- 森のバルコニー
- ふなくい虫
- 死よ驕るなけれ
- パーティの本
- 大もの小もの
- 若きサムライのために
- デアム島
- 大学の可能性
- 交通事故の医学
- 核家族時代
- 政治と宗教
- 東大闘争獄中書簡集
- 現代作法全科
- 手のみ（みんなのセーター）
- 昭和史の天皇（全九巻）
- 関東百城
- 日本の合戦（全八巻）
- 非小説
- 何のために
- わかつてゐる
- 浦上の旅人たち
- 小説
- 吉川英治全集（全二十一巻）
- さびしい王様
- 五年勤続者 渡辺 一（泉町八部）
- 元木祐次郎（守横町六部）
- 十年勤続者 在員さんからは、元参宮本社
- たとえば、大小路地区的駐  
員として勤めた次の方々が表  
彰されました。
- この会議のなかで駐在員さ  
んからだされた問題点は、日  
ごろ市役所の仕事のお手伝い  
をいただいているだけに、市

朝出掛けにひとこと注意

ば、事故を起さないで下さい  
いたかもしません。

が、朝の出掛けに奥さんから  
「気をつけてね」といわれた  
だけで、「アッ、車を運転する  
んだな、おれはひとりもので  
はない妻や子どもがいるんだ  
な」とあらたな気持となり、  
このひとことで事故も未然に  
防げるのではないかでしょうか。  
ただいま春の交通安全運動  
期間中でもありますので、こ  
の機会に石岡市から交通事故  
をなくして、明るい石岡にし  
たいものです。

守横町  
久田福三郎

